

# 市立柏高校の部活動活動方針について

～第2回アドバイザーボード会議提出資料～

# 1 これまでの論点整理

第1回目のアドバイザーリーボード会議（5/21実施），令和4年度第1回総合教育会議（5/25実施）でのご意見を踏まえ，次の通り論点を整理

- 1 部活動の改善（**過密スケジュールの解消＝活動時間の見直し，休暇の確保等で予防**）  
⇒部活動で燃え尽きない実施体制，活動と休養のメリハリ，部活動以外の多様な時間の確保
- 2 生徒等の相談支援について（**相談体制，相談環境等の整備でフォロー**）  
⇒一人一人の生徒に合った見守りやカウンセリング，支援の実施
- 3 意識改革（**部活動に対する対話と持続的な評価・検証**）  
⇒教育課程と連携して効果を発揮すべきものであることの理解と実践  
⇒長時間練習を前提にした活動からの転換
- 4 その他（国への要望など）

★論点の中で特に部活動の活動方針の見直しを最重点事項として位置づけ，進めていく

## 2 基本的な考え方

- スポーツ庁，文化庁の義務教育版ガイドラインの考え方をできる限り踏まえた内容とする
- その上で，ガイドラインに示されている「中学校教育の基礎の上に，心身の発達や進路に応じて多様な教育が行われていることに留意する」との考え方をどのように具現化すべきか検討
- 今回事案の指摘内容を踏まえ，**休養の確保を最優先とし**，
  - ①**通常期は週に2日（平日1日，土日で1日）以上**
  - ②**繁忙期（特別な場合）は平日で週に1日以上＋土日は隔週で1日以上を休養日とする**
- これにより，繁忙期（特別な場合）においても，隔週で週休2日を確保することになり，生徒の心身の健康に資すると考えた
- 市柏は教育課程の中で部活動を重視している学校であるが，このことにより，生徒の心身の健全な発達を守りながら，市柏の特色である部活動を維持し「地域からの期待」にも応えていくことが可能

### 3 活動時間と休養日

区分		平日	週休日（土日祝）
課業日	活動時間	3時間以内	<b>6時間以内</b>
		※活動時間終了後30分以内に完全下校	
	休養日	1日以上／1週間	<b>1日以上／1週間</b>
長期休業中	活動時間	1日当たり6時間以内 ※活動時間終了後30分以内に完全下校	
	休養日	2日以上／1週間	

【特別な場合の運用について】※特別な場合の範囲はスライド5番を参照  
 ・ 予め校長の許可を得た場合に限り、活動時間の延長を可能とする。  
 ・ その場合、活動時間は8時間／日を上限（課業日の平日は延長無し）とし、**平日で週に1日以上と土日は隔週で1日以上の休養日を確保**するものとする。  
 なお、**休養日の日数は、一の年度において100日以上（※1）とし、特別な場合を適用する上限については一の年度について10週間以内（※2）とする。**

#### 【ポイント】

- ・ 課業日、長期休業中ともに週に2日間の休養日を原則とした
  - ・ 自主練等による活動時間の実質的な長時間化を防ぐため下校時間の基準を定めた
- ※1 週休二日にした場合の休日（104日）＋国民の祝日（16日）＋年末年始（5日）の合計日数125日の80％として設定
- ※2 主要な大会の状況から設定（年間の約20％）

## 4 活動時間と休養日の具体の運用

### ①課業期間である1週間（標準）

月	火	水	木	金	土	日	合計
3 h	3 h	休み	3 h	3 h	6 h	休み	18 h

### ②長期休業期間中の1週間（標準）

月	火	水	木	金	土	日	合計
6 h	6 h	休み	6 h	6 h	6 h	休み	30 h

### ③特別な場合の適用例

	月	火	水	木	金	土	日	合計
1週目	8 h	8 h	8 h	休み	8 h	8 h	8 h	48 h
2週目	8 h	8 h	8 h	休み	8 h	8 h	休み	40 h

## 5 特別な場合とは

- ア 主要な大会（※）の準備，コンディション調整等
- イ 活動計画に定めた遠征や合宿，試合
- ウ 活動計画に定めた事業，行事への参加
- エ その他特に必要と認められるもの

※主要な大会とは，（公財）全国高等学校体育連盟，（公社）全国高等学校文化連盟，（公財）日本高等学校野球連盟，日本高等学校吹奏楽連盟及び中央競技団体が主催する全国大会（あるいは同等の）を伴う大会をいう

※大会や遠征等における移動時間は，活動時間を含めないものとする

## 6 活動方針案とこれまでの実施時間との比較

時期		平日	土日	最遅終了時刻	一ヶ月合計	休養日	不明	
ガイドライン	6月	34 h	12 h	—	46 h	9日		
事故当時 (2018年度)	6月	128h50m	61h43m	20時30分	190h33m	2日	5日	
	8月	212h49m	61 h 4 m	21時4分	273h53m	1日	3日	
令和元年度	6月	80h	70h	21時	150h	0日		
現在	4月	67h	32h	19時	99h	5日		
	5月	67h	75h	19時	142h	2日		
	6月	47h	29h	19時	76h	3日		
活動方針案	6月	標準	51h	30H	19時	81h	8日	
		特別	51h	56H	19時	107h	6日	
	8月	標準	108h	24H	—	132h	9日	
		特別	144h	48H	—	192h	7日	

※吹奏楽部における比較

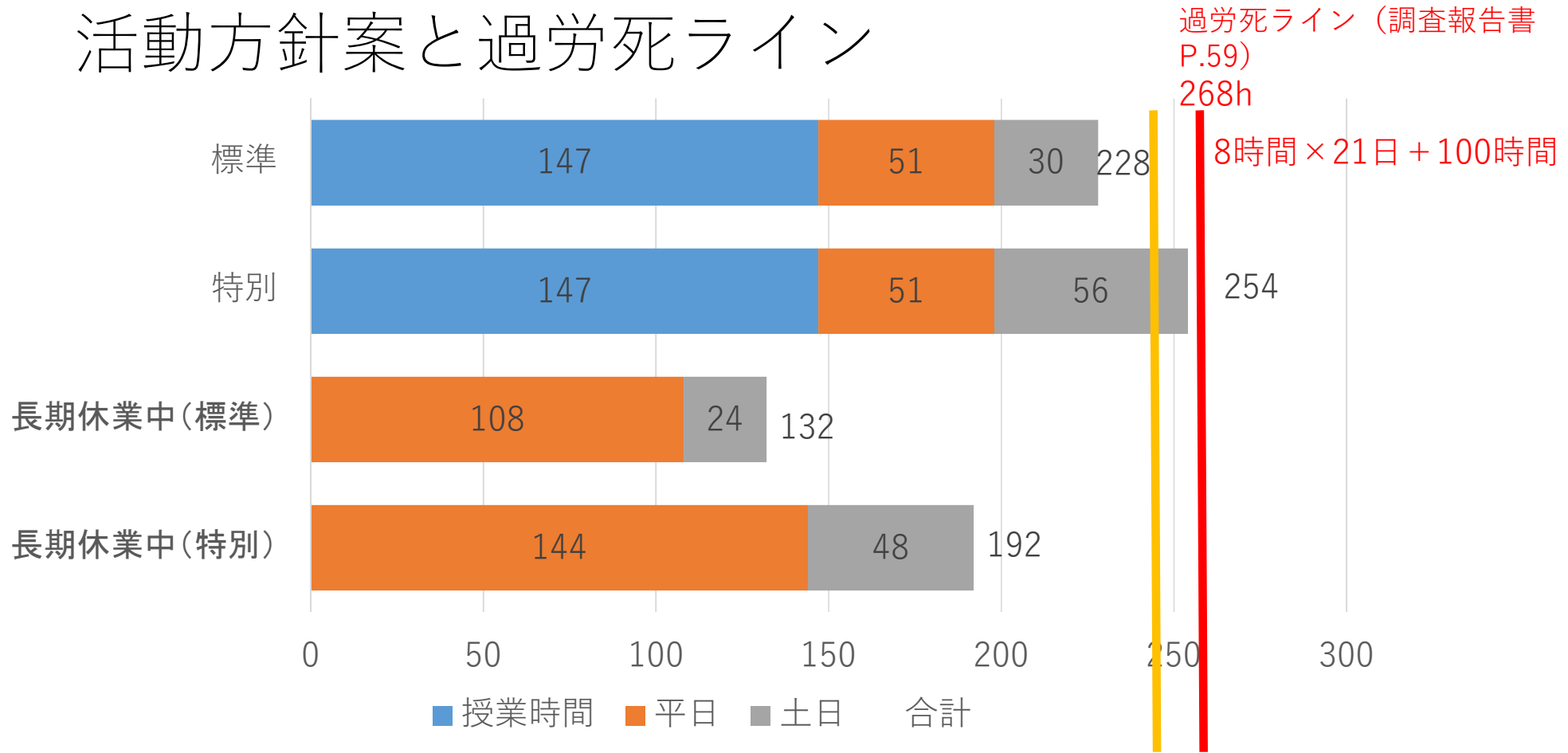
※2018年度の一ヶ月練習日は昼休みを1 hとして計算

※平日の休養日は水曜日を想定して計算

※ガイドライン、活動方針案は、事故当時のカレンダーで計算

(6月:平日が21日間, 土日が9日間, 8月:平日が23日, 土日が8日)

# 7 活動方針案と過労死ライン



- 過労死ライン：発症前2～6か月間の平均時間外労働が80時間超, 又は直近1か月間の時間外労働が100時間超
- 6月（長期休業中は8月）で算定
- 授業時間：7 h × 21 d = 147 h

過労死ライン (調査報告書 P.59)  
248h  
8時間 × 21日 + 80時間



## 8 今後について

1. 今回示した活動時間と休養日を軸に，アドバーザリーボードでご意見をいただきながら市柏の部活動の活動方針を抜本的に見直す
2. 高等学校における部活動の在り方を明確にし，継続して評価・点検していく仕組みを作ることが重要（持続可能な仕組みづくり）
3. 現状のガイドラインは実体と相当程度かい離しており，指標としての役割を果たしていない。実効性のあるルール作り，やその理解と遵守，効率的な運営のための支援等について，部活動の在り方に対する更なる取り組みや国や県への働きかけが必要